

第  
4962  
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 4月14日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 消費税改正と源泉所得税

**Q**：消費税率が改正になりましたが、源泉所得税はどのような取扱いになるのですか？

**A**：次のような取扱いになります。

### 【解説】

消費税率の改正に伴う源泉所得税の課税標準額は次のように取り扱われます。

#### ① 給与所得等に対する源泉徴収

給与等が物品又は用役などにより支払われる場合において、その物品又は用役などの価額に消費税及び地方消費税の額が含まれているときは、その消費税及び地方消費税の額を含めた金額が給与等の金額となります。

#### ② 非課税限度額の判定

食事などの経済的利益の非課税限度額の適用に当たっては、その経済的利益につき、所定の評価方法により評価を行った金額から消費税及び地方消費税の額を除いて判定を行います。この場合において、10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。

#### ③ 報酬・料金等に対する源泉徴収

報酬・料金等の源泉徴収の対象となる金額は、原則として、消費税及び地方消費税の額を含めた金額となります。ただし、報酬・料金等の支払を受ける者からの請求書等において報酬・料金等の額と消費税及び地方消費税の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額を源泉徴収の対象とする金額とすることもできます。

